

1分間レポート

赤字は悪である！

地方経済の悪化が言われております。新潟も例外ではありません。我々税理士は多くの中小企業とお付き合いがありますが、一段と景気は悪化しつつあると実感しています。また、建設業をはじめ当面良くなる要素も見当たりませんので、当面は現状の状況が続くと思って経営すべきと思います。

こういう時こそ経営者がリーダーシップをとって、赤字部分の縮小など根本的な対処をすべきときです。中途半端な経費節約で先延ばしすると、状況はさらに悪化すると考えます。

この際、

自社の強み・良さを改めて見つめ、そこに特化するか、伸ばしていく。

必ずその会社の強みはあります。

改革の重点を絞り、全社員とその重点に集中する。

風呂敷を広げないことです・・・あらゆる手を尽くす。

そのためにも、まず黒字にするという強い気持ちでいる必要がある。

この方針をトップ自らがとりまとめ発信し、進めていくことです。

経営者に必要なことは、リーダーシップとマネジメントです。「いずれ良くなる」と思い、ずるずると現状を維持している企業が多いですが、経営者の覚悟が試される時であり、攻めも守りも“前向きな根本的対処”が重要です。

記 小川 健

人事・労務実務相談Q & A (第36回)

退職扱いは可能か 1週間無断欠勤で

Q 社員が無断欠勤しそのまま行方不明になってしまい、対応に苦慮するケースがでてきました。会社のルールとして「無断欠勤から1週間が経過した場合退職とする」といったものを設け、トラブルを回避したいのですが可能でしょうか。

最低30日間猶予が必要

A 蒸発社員が相手でも、基本的には解雇等の意思が相手に到達しないと、解雇の効力は発生しません。法的には、官報への掲載、市役所等の掲示場に掲示するなどの公示が必要です。

しかし、実務的には「長期間行方不明という外形的事実によって黙示の意思表示があったとみなし、退職したものとして取り扱う旨就業規則に定めておく」(外井浩志著「実務解説労働基準法」)ケースも見受けられます。

ただし、「1週間で退職」はちょっと乱暴です。「解雇予告を決定するまでの期間+30日経過後」に退職扱いとする等、十分な余裕期間をおくべきでしょう。

情報NOW

最近の税務調査の傾向

調査件数は増えています「税務署の本来の仕事は税務調査にある!!」

税務署では、内部事務の一元化・効率化を図り、通年調査体制をとっています。調査件数は確実に増えています。ある日突然、税務署の職員が玄関の前に立っていたとしても、あわてることなく日頃から適正な処理を心がけてください。

よくチェックされるどころ

売上の計上漏れ 在庫や仕掛りの計上漏れ
交際費の適正処理 固定資産の計上、処理
社長の個人資産を会社の資産に混入させていないか

最近目立っている傾向

社長が複数の企業を経営している場合(家族が経営の場合も含)、それら企業を一括して調査。関係会社間の取引について、単価の決め方など客観性・合理性があるか否か。

日頃の適正な処理がポイント

- ・日々記帳してきちんと整理保存
- ・取引の流れに沿って、原始記録から書類や資料を整理保存しておく
- ・総会や取締役の議事録を作成しておく
- ・消費税、源泉所得税、印紙税も適性に処理しておく

税務調査の事前通知がありましたら、すぐ「小川会計」にご連絡ください

国民生活金融公庫融資相談会のご案内

国民生活金融公庫様のご協力をいただき、当社において融資相談会を開催いたします。

日程： 本社（竹尾）7月8日（火） 支店（亀田）6月25日（水）

詳しくは担当者までお問い合わせください

よろず相談会のご案内

当事務所では、資金繰り相談会、法律よろず相談会、経営よろず相談会を月1回開催しております。ぜひご利用下さい。

【資金繰り相談会】7月11日（金）担当：中小企業診断士 風間 慧先生（当社顧問）

【法律相談会】7月15日（火）担当：弁護士 相馬 卓先生（にいがた国際法律事務所）

【経営相談会】7月23日（水）担当：当社代表・税理士 小川 健 他当社スタッフ

詳しくは担当者までお問い合わせください

税理士法人 小川会計

【本社】

〒950-0862 新潟市東区竹尾2丁目20番20号

TEL：025-271-2212 FAX：025-271-7378

【長谷部事務所】

〒950-0152 新潟市江南区亀田緑町3丁目2番8号

TEL：025-382-4740 FAX：025-382-2707

～内容についてのご質問・ご相談はお気軽に～

E-Mail infome@ogawakaikei.co.jp

URL <http://www.ogawakaikei.co.jp/>